



| | |
|------------|---|
| Title | 被爆体験の継承とは何か 「政治的発言自粛要請」問題から考える |
| Author(s) | 吉田, 菜美 |
| Citation | 架橋, 7, pp.115-153; 2006 |
| Issue Date | 2006-08-09 |
| URL | http://hdl.handle.net/10069/30878 |
| Right | |

This document is downloaded at: 2019-04-20T03:08:39Z

被爆体験の継承とは何か

—「政治的発言自肅要請」問題から考える—

吉田 菜美

Those who cannot remember the past are condemned to repeat it

—From George Santayana. *Reason in Common Sense*

一

長崎は被爆六十周年を迎えた。今もなお六十年前の夏から背負ってきた苦しみから被爆者は脱却することができない。原爆の後遺症は被爆者を肉体的に精神的注¹に今も苦しめる。被爆者の国家補償や接護法・被爆者認定をめぐる国との闘い(注²)が連日報道されているのを見ると、「原爆」は六十年経った今でも「現在」の問題としてあり続けていることがよく分かる。さらに原爆の生き証人である被爆者の高齢化は進み、その意味で被爆体験の次世代への継承は急務であり、またそれは被爆者と未来を担う若者とり組んでいかなければならない共同の課題である。被爆者達にとって八月六日・九日の地獄の光景から、あの日から背負ってきた苦悩から逃れるため、閉口や忘却による自己防衛は一つの方法かもしれない。しかし被爆体験が個人の体験でとどまる限り、その生の終焉と共に消滅する。被爆体験を次の世代へと語り

継いでゆく、それには被爆者の証言が不可欠である。なぜなら体験者による証言は強い説得力を持つからである。それは科学的、医学的分析がなせるものではない。確かに被害の規模・死傷者数など数字による報告は、その規模の大きさ、破壊力を伝える上では効果的であるかもしれないが、ある意味抽象化され過ぎて人間の内面に訴えかける力は十分とはいえない。被爆者の体験は次の世代の人々が単なる過去の出来事や自分とは無関係な異次元の事としてではなく、私たち自身が取り組むべき人類の課題の一つとして捉えてゆかなければならない。被爆者の体験継承の重要性はこれからいっそう増すだろう。そういった中、長崎では「被爆体験継承」のあり方が大きな議論を巻き起こしている。それは公益法人長崎平和推進協会(注3)事務局が被爆体験継承活動における「政治的発言」の自肅を被爆者側に要請したことに端を発した。世論を二分する政治問題を、被爆体験講話の際取り上げないよう同協会所属の語り部に求めたのである。協会側とこれに反発した被爆者に市民が加わり対立するという事態に至った。

被爆体験を「語る」ことは「継承」の行為の一つである。「被爆体験を継承する」とはどういうことなのであろうか。「被爆者」が「伝承者」ならば、「継承者」は被爆者と今同じ時代を生きている「私たち」である。言い換えれば「被爆体験の継承」について私たちは無関係ではない。むしろ「当事者」である。今回の「政治発言自肅要請問題」は語るべき「被爆体験」の内容について異議が出された。つまり「継承」という問題にも大きく関わってくるものである。

そこで本稿では、いわゆる被爆体験講話における「政治発言自肅要請問題」についての分析・考察を通して、「被爆体験を継承することの意味」について考えてみたい。

1

被爆体験に起因するトラウマ（心的外傷）や健康不安といった、PTSD（心的外傷後ストレス障害）が認められ、被爆地域拡大で爆心地から半径十二キロ以内の未指定地域が「健康診断特例区域」に加わった。それに伴う対象者の精神診断において、診断を受けた被爆者のうち97%に「医療の必要性」を厚生労働省が認めた。（二〇〇二年六月十一日 西日本新聞）

2

二〇〇六年五月原爆症認定集団訴訟で原告九人が大阪地裁で勝訴。

3

公益法人・長崎平和推進協会は、「二つの組織の中に思想や心情、宗教、国境を越え、皆が手を携えあい核廃絶と世界の恒久平和へ向かって歩んでいく」という理念の下、一九八三年二月、幅広い市民参加により、官民が一体となった任意団体「長崎平和推進協会」として設立された。核兵器廃絶と世界恒久平和の実現のため、永続性があり公益性の高い平和推進体制の観点から、一九八四年四月、財団法人となる。現在も被爆者による被爆体験講話など様々な平和推進活動を行っている。一般市民や企業・団体が会員となり運営を行ない、組織の「理事長」は歴代民間人が就任、行政から職員が派遣されている。

（財）長崎平和推進協会 〒1ピーススウィング長崎 ホームページ 参照 www.peace-wing-for.jp/

二〇〇六年一月二十一日付の長崎新聞に「長崎平和推進協 自衛隊イラク派遣 憲法改正：政治的発言の自粛を 語り部達に要請」との見出しが躍った。この問題の最初の記事である。記事の内容は以下の通りである。

「長崎市の外郭団体『長崎平和推進協』は二十日、修学旅行生らに被爆体験を語る『継承部会』の臨時総会を開き、イラクへの自衛隊派遣や憲法改正など『国民の間で意見が分かれている政治的問題』について、被爆体験講話の中で言及しないよう要請した。会員の一部は『被爆体験以外は話すな、と制限するのは理解できない』と強く反発している。」(注1)

長崎平和推進協会事務局は、一月二十日語り部活動を行う同協会の継承部会の総会において「より良い『被爆体験講話』を行うために」と題した資料を配布した。なお、この配布資料の作成については一月二十日の継承部会での伝達に際し、協会としての理念に従い、誤解を招かないために、基本的なあり方も含めて、よりよい講話をするため、協会副理事長から具体的提示があったほうがよいのではという意見があり、課長補佐以上の六名の協会事務局が副理事と連絡を取り合った上で作成したとされている。配布資料の内容は以下の通りである。(注2)

「より良い「被爆体験講話」を行うために

1 「被爆体験講話実施の趣旨」実施の趣旨

長崎平和推進協会が行う「被爆体験講話」は、被爆者が自らの被爆体験をもとに核兵器がもたらす悲惨な実態を後世に語り伝えることによつて、核兵器のない平和な世界の実現に向けた、市民の平和意識高揚を図るために行っている。

すなわち、被爆体験を語ることは唯一被爆者にしかできないことであり、その意義が広く認められていることから、公益法人である当協会が行っているものである。

2 良く理解してもらうための注意と工夫

・講話時間を守る→学校の授業時間（四十五分）程度＋質問の時間が適当
・言葉を明瞭に →言葉尻をハッキリ、早口？、マイクの使い方は？
最初に「後ろのほうは聞こえますか？」の確認を

・分かり易い言葉で →個人名、地名など知らない人にはわかりやすく

→写真、地図、登場人物を紹介する資料など使う工夫
・話の組み立ては →順序だてているか（いつ、誰が、どこで、なにを…）
→言いたいことは何か

→時間配分は

・被爆体験を話す

3 講話にあたって注意すべき事項

被爆体験講話は上記の趣旨に基づいて実施しており、講話を行うにあたっては、その趣旨に従い、誤解を招くことのないよう、以下の具体例については特に注意していただきたい。

① 自らの被爆体験を語る

・個人の主義主張をする場ではない——中立を

② 被爆体験以外の事柄について発言することはきわめて慎重を要する。

・平和に関する事柄は広いが、被爆体験以外は専門家ではなく、評論家でもない。

③ 国民の間で意見が分かれている以下のような政治的問題についての発言は慎んでいただきたい。

・先の戦争に係る天皇の戦争責任

・憲法九条の改正

・イラクへの自衛隊派遣

・有事法制

・原子力発電

・歴史教育・靖国神社

・環境・人権など他の領域の問題

・一般に不確定な内容の発言(例：劣化ウラン弾の問題——科学的に根拠が立証されていない)

※質問への回答例：「国民全体で考えることなので、国会などで議論して欲しい。皆さんも学校や家庭でみんなと一緒に考えてみてください。」

④ その他

協会から派遣されていることを自覚し、以下のことは特に要注意。

※他団体の名刺を出したり団体名を名づけない。

※謝礼(交通費は含まれている)以外の金銭的要求はしない。」

さらに、「国民の間で意見が分かれている以下のような政治的問題」として資料に記載されている項目については、二〇〇五（平成十七）年四月から十二月の間に被爆講話を実施した学校へのアンケート（注3）などに基づいて平和推進協事務局がこれら八項目を選んだと述べている。なお選定の際参考とされたアンケートに關してどういう要望・意見が寄せられていたかといった内容については一切公表されていない。またなぜこれらの八項目がここまで具体的に、「自肅」の対象となる政治発言としてあげられたのか、アンケートにこれらの項目について自肅を求める要請があつたのかということについても明らかにはされていない。

この自肅要請に対し危惧を抱いた被爆者として市民は講話の内容に規制が入ることにより、平和教育と次の世代への被爆体験継承に影響が及ぶと考え、三月四日「被爆体験の継承を考える市民の会」（以下「市民の会」と略称）を発足させ、今回の自肅要請問題を通して「被爆体験を原点に、今、なにを伝え、なにを継承していくのか」をテーマに参加者約七十名で議論を交わしたのであつた。（注4）こうしてこの問題は、もはや平和推進協会内にとどまる問題ではなくなつた。

そして「市民の会」は三月十三日、平和推進協会事務局との意見交換の場を持ち、以下の三項目を中心とした要請書を提出、文書による回答を求めた。その内容は以下である。（一部抜粋）（注5）

「長崎平和推進協会の被爆体験証言者への被爆体験講話での「政治的発言の規制」問題についての要請書

：私たちが「被爆体験の継承を考える市民の会」は、今回の平和推進協会の「よりよい被爆体験講話を行うために」とのテーマで要請された被爆体験者への「政治的問題についての発言自肅」問題は、

被爆証言講話を通して、被爆地ナガサキの願いである「核兵器廃絶・世界恒久平和」の実現にどのようにかかわるかという点では、その基本的理念から見て、少なくとも二つの点で問題があるという結論に達し、ここに要請書を提出し、長崎平和推進協会に対して反省と再考を求めます。

まず第一点は、今回の平和推進協会の被爆講話での「政治的発言での発言の自粛要請」は、単に推進協会の継承部だけの問題ではなく、被爆地ナガサキに生きる長崎市民、そして長崎県民を問わず、地球市民すべての彼岸である「核兵器廃絶・世界恒久平和」実現そのものに、より具体的、より現実的に関わっていく全体の問題であるということです。：政治が絡まない戦争や平和は存在しません。即ち、政治を語らずに戦争や平和の問題を語ることはできません。：現在私たちが生きている国際社会が抱える政治的、経済的、文化的問題を切り離した中で、被爆者がかつての悲惨な被爆体験そのものだけを語っても、それは、戦争を知らない小、中、高校生たちにとつては、単なる昔話として「被爆者がかわいそう。：その時代に生まれなくてよかった。：今は平和でよかった。：」といった傍観者のな、あるいは苦境に負けない教訓的なものとしての感想の域にとどまるだけで終わっていくことになりかねません。：被爆体験講話では、官であれ、民であれ、また官民一体であれ、核兵器廃絶運動の中で被爆者が過去の自らの被爆体験を、特に現在の世界的な核を取り巻く状況との関わりの中で世代を越えて語り継ぐことに、その大きな意義があるのです。：第二に、今回の平和推進協会側の要請は、被爆者個人（自身）の悲惨な体験と、その後の生き様につながる思い（思想）、そして人間としての生き方（信条）を規制している点では、憲法九条「思想及び良心の自由」、ならびに第二十一条「言論などの表現の自由」に抵触しています。：さらに第三点として、今回、平和推進協会継承部臨時総会で、被爆六十一周年目を目前に、いったい何のために、また、なぜ、協会が、いかなる組織の発案、決定を経て会員に政治的発言の自粛を要請するに至ったのか―その目的、理由、経緯の面での不透明さがあります。さらに、臨時総会でのその要請に対して、

会員の議論が十分に保障され、納得・了承されたのか—そこでは、一般市民と行政（長崎県・市）が一体をなしている公益法人としてのあり方が問われています。…会員の論議が保障されず、尊重されない事態は、公益法人としての運営のあり方から見ても、非民主的運営であるといわざるをえません。

これら二つの問題点は、私たち「被爆体験継承を考える市民の会」として、決して容認できません。以下の立場にたつて、特に「原爆を原点にした被爆体験を通して継承のあり方—その基本的理念」という点から、今回の問題について長崎平和推進協会に対して、次の事項を要求します。

- 1、二〇〇六年一月二十日の長崎平和推進協会継承部会・臨時総会での協会（船山忠弘・副理事長の講話）による「被爆体験講話での政治的問題での発言規制」の方針を撤回すること。
- 2、長崎平和推進協会・会員の言論、思想信条の自由を保障すること。
- 3、長崎平和推進協会はその運営を民主的にすること。」

この要請書に対し事務局側は三月二十九日、設立理念「小異を残して大同につく」に基づき不偏不党に運営を行い、その立場を損なうことなく今後の活動を行っていくとし「市民の会」に回答を寄せたものの、市民の会が求めた上記三項目に対する具体的な回答を示さなかった。また撤回の要請には応じなかった。

そして三月三十一日には長崎県民主医療機関連合会が「発言自粛」についての基本的問題点を指摘した上で、「発言自粛要請の撤回を求める要請書」を事務局側に提出した。内容は以下の通りである。（注6）

「被爆体験の継承についての『政治的発言自粛要請』を撤回する要請

私ども長崎県民主医療機関連合会は、一九七二年大浦診療所を開設以来、被爆者の援護・核廃絶を掲げて被爆者の皆さんと共に歩んできました。また、医療に携わるものとして生きる権利を守る立場から、戦争政策に反対し地域の皆さんと手を携えて歩んできました。戦争は命を粗末にする最大のもので、そうした立場から、被爆体験継承についての『政治的発言自粛要請』に抗議し、撤回を要請するものです。

1、…この問題は、被爆から六十周年、長崎市が「憲法を守り、平和の実現のために行動するのか」「言論の自由、表現の自由を制約して、被爆体験を昔話としてしか語らせないのか」が問われる重大な問題です。

2、「被爆体験を基に核兵器廃絶と世界の恒久平和を求め平和意識を高める」という趣旨からみても「政治的発言自粛」は不当です。…今回の「発言自粛要請」は、平和推進協会の語り部のみならず、必死の思いで平和を求め立ち上がっている被爆者とその思いを引き継いで草の根で頑張っている市民への冒涇ではないでしょうか。

3、平和推進協会は、長崎市の外郭団体・公益法人です。行政の立場の基本は、日本国憲法の遵守でなければなりません。長崎平和推進協会として、憲法擁護の立場にしっかりと立つことこそ求められます。…長崎市が「憲法を守り、平和の実現のために行動すること」が求められているときに、長崎市平和推進協会の「発言自粛要請」は「憲法を守る」と語るなというに等しい重大な問題ではないでしょうか。

4、日本国憲法は「思想信条の自由」「表現の自由」を規定しています。これは、思想信条の自由が奪われ、表現の自由が奪われたなかで、戦争へと突き進んだ歴史への反省ではなかったでしょう

うか。…人権の抑圧ともいえる「発言自粛要請」は撤回されるべきです。

5、(発言自粛の対象として挙げられた八項目) 個々の内容の不当さについて述べ撤回を求めます。
①「イラク戦争」は、戦争の口実だった「大量破壊兵器はなかった」とブッシュ大統領が認め、不当だったと明確になっています。…三月に放映されたNHKのドキュメントでアメリカ兵が「大量破壊兵器はなかった」と語っているくらい常識になっています。「国論を二分する」問題ではありません。…不法な戦争によって人命が失われている現実に対して「発言自粛」というのは到底容認できません。

② 湾岸戦争で用いられた劣化ウラン弾による放射能被害はまさに深刻であることは各種の報告で明らかです。長崎平和推進協会が「根拠が立証されていない」としていることは事実にしており撤回すべきです。

③ 「太平洋戦争での天皇責任」を語るなどということは歴史の事実を語るなどということに等しく撤回すべきです。「靖国問題」の焦点は、戦犯の合祀にとどまらず靖国神社が日本が引き起こした戦争を「自存自衛の戦争」と美化した宣伝機関になっており、そこへ首相を始め閣僚の参拝が、過去の侵略戦争への反省がないことを意味することが明らかになっています。日本国民として今、先の戦争への反省を再度国民的議論をすべきです。

④ 「原発問題」について、被爆者が警告を発するのは安全性が確立されていないなかで当然のことです。

…被爆者が語ったことが、平和を作ることに不都合があったと聞いたためしがありません。平和推進協会が「発言自粛」を撤回することを強く要請します。」

さらに四月十一日、長崎原水爆被害者団体協議会が、要請に至った経過等への説明を求めた八項目からなる公開質問状を提出した。(注7)

「公開質問状」

：被爆者は自らの体験を語ることによって、このような悲劇が「世界のどこにでも繰り返されてはならない」と訴えています。そしてこの悲劇が六十一年前のあの日あるときに、たまたま起きたものではなく、戦争の結果としておきたものであるということ、しかもあの日の悲劇は、あの日と直後だけの問題ではなく、被爆者を生涯に渡って苦しみ続けていることを語っています。

被爆者の話を聞いた人々が、最後によく質問することは、「核戦争を起させないために、皆さん方のような被爆者を再び作り出さないために、私たちは今何をしたらいいのか」ということです。：今回の「自肅文書」は、そのような、被爆体験に基づく被爆者の平和への願い、それを実現するためにやるべきことについての誠実な話を規制することにはならないでしょうか。私たちは貴協会の真意を確かめたく、いくつかの点で質問させていただきます。

問一　：貴協会が「国民の間で意見が分かれている」問題での発言の自肅を求めることは、実質的に証言者の誠実な意見に口を封じることになり、貴協会の目的にも反することになるのではないのでしょうか。

問二　昭和天皇はかつて、「戦争終結に当たって原子爆弾投下の事実をどう受け止めたか」という記者の質問に答えて、「戦争中であることだからやむを得ないと思っている」と答えられたと聞いています。被爆者の多くは「戦争中であっても使つべきではない」と考えています。このような歴史的発言についても触れてはならないということにならないでしょうか。

問二 被爆者の「戦争を繰り返してはならない」という話の中に、この憲法第九条の大切さや改定に反する話題が出てくるのがあっても自然なことです。戦争による犠牲をなくす問題について「自粛」を求めることは、貴協会の「恒久平和の実現」という目的にも反することになるのではないのでしょうか。

問四 有事法制の一環として作られた「武力攻撃事態における国民保護のための措置に関する法律」（国民保護法）は、核兵器が使われたときのこと想定しています。被爆国の政府が作った政策とは考えられない幼稚さです。こんなことでは核兵器による被害は到底防げないことについて、発言を自粛せよとおっしゃるのでしょうか。

問五 核兵器による環境破壊は、歴史的に前例を見合い大規模なものです。原爆の被害者は、人間の尊厳を踏みにじられ、無残な死を強いられました。人権は全く無視され、侵害されたのです。貴協会が自粛を求めておられる「環境、人権」は、「他の領域の問題」ではなく、原爆被害そのものです。これを被爆者が被爆体験の中で語るのはいくらも自然なことです。それに触れないで、どんな被爆証言をせよとおっしゃるのでしょうか。

問六 今つづいている原爆認定訴訟の原告の多くは、入市・遠距離被爆者で、裁判では低線量被爆が問題になっています。被爆者が原子力発電やイラク、コソボの劣化ウラン弾による低線量被爆に不安を持つのは当然です。このような不安にも言及するなどおっしゃるのでしょうか。

問七 被爆者が証言の中で、歴史のことや、教育のことの大切さにふれるのは、自分たちが間違った道がある時期歩んだことへの反省があるからです。貴協会は、そのような被爆者の反省も「政治的」だとおっしゃるのでしょうか。

問八 最後に、これまで当然のようになされてきた被爆者の証言の内容について、このような「自

「肅」要請をなされたのはなぜか、その経過と事情を説明いただきたいと思ひます。」

この長崎原水爆被害者団体協議会からの「公開質問状」に対し長崎平和推進協会事務局は五月十日「個人の思想・信条の制約を意図したものではない」と回答した。政治的発言への是非を問う質問に対しては「協会の性格上、統一見解をまとめるべきではない」として明確な回答は示さなかつた。(注8)

このような内外からの相次ぐ批判に対して、平和推進協会事務局は、明確な事情・経過説明をなさぬまま、要請の撤回には応じないとしてその姿勢を崩さず、協会の対立側との溝は深まるばかりであつた。

しかし五月十二日長崎平和推進協会の横瀬昭幸理事長は、同協会所屬の被爆体験の語り部に、「政治的」問題への発言を自肅要請の文書の内容について見直す方向で検討に入つた、と報じられた。(注9) 発言自肅を要請した八項目や、言論規制との批判があつた点などの見直しを協議し、理事会で最終的に解決策を決める見通しであつた。しかしいまだ事態の収束には至つていない。(注10)

今回の長崎平和推進協による政治発言自肅要請の問題は、これからの「被爆体験継承」に様々な課題を投げかけるものであつた。被爆者の高年齢化が進み、被爆体験の直接的継承にはタイムリミットが迫りつつある。

【注】

- 1 二〇〇六年一月二十一日付 長崎新聞
- 2 長崎平和推進協会継承部会総会 二〇〇六年一月二十日 配布資料 「より良い『被爆体験講話』を行うために」より

- 平成十七年四月一日—十二月三十一日までの講話実施校千六十八件数から寄せられた百二十一の
 3 回答(回答率12.27%)
- 2006年三月五日付 長崎新聞・毎日新聞・西日本新聞・朝日新聞(長崎・福岡版)
 4 「被爆体験の継承を考える市民の会」作成の「長崎平和推進協会の被爆体験証言者への被爆体験
 5 講話での『政治的発言の規制』問題についての要請書」
- 「長崎県民主医療機関連合会」作成の「被爆体験の継承についての『政治的発言自粛要請』の撤
 6 回を求める要請」
- 「長崎原水爆被害者団体協議会」作成の「公開質問状」
 7 二〇〇六年五月十日 付 長崎新聞
- 二〇〇六年五月十三日付 長崎新聞
 9 二〇〇六年六月九日 付 長崎新聞
- 10

この問題に対する長崎市民の反響は大きい。「被爆体験の継承を考える市民の会」には被爆者のみならず、教師、高校生、など多くの市民の参加があった。さらに新聞各紙には連日この問題に対する市民の声が寄せられた。ここでいくつか取り上げる。

最初に「平和推進協会の政治的発言規制」を批判する投書から見よう。

平和推進協に納得できない

水浦 征男 (六四) カトリック司祭

…被爆体験者の語り部の間には「被爆体験以外は話すな」と制限するのは理解できない」との反発もあるとか。もつともなことだと思ふ。…原爆の恐ろしさを語ることは、絶対に核戦争を起させてはならないという訴えでもある。当然核の持つ危険性に触れざるを得ない。既に被害者が出ている劣化ウラン弾についても「ノー」というのは当然だろう。また、原子力発電については危険性があるという個人的な意見を述べることは許されてもいいと思ふ。(注一)

被爆者の思い無視の協会側

山田 拓民 (七六) 団体役員

…記事によれば、「政治的発言」とはイラクへの自衛隊派遣や憲法改正、有事法制、靖国問題などに関わる発言をさすという。いずれも、平和を語る上で真剣に考えなければならぬ問題ではないかと思う。被爆体験講話の対象が、小、中、高校生であることを思えば、ひとつの考えを押し付けることは好ましくないだろうが、被爆者としての思いを語ることまで規制することはあるまい。戦後六十年を生きてきた被爆者たちの多くは、戦争を知らない世代の人たちには想像できないほど「戦争」や

「平和」への関心が強い。それだけに今の社会の動きにも敏感に反応する。「この世の地獄」を体験した被爆者にとつての「戦争」や「平和」は決して一般論・抽象論ではなく、きわめて具体的、現実的なのだ。(注2)

被爆体験者は平和を守る砦

岩永 鐵太郎 (六三二)

会社員

…若い世代に自分の主義主張を一方的に押し付けるということ、あれば違和感も感じる。しかし、被爆者は身をもって戦争、原爆の恐ろしさを知っているだけに、平和、反戦非核への思いは強烈である。戦争に駆り立てたものは何かを考へるとき、天皇、靖国、歴史教育は避けて通ることはできない。…六十有余年にわたる心身の苦しみ、目で見た地獄絵を語るのみでは語り部、伝承者としての役割を果たすことができないと考へることは十分に理解できる。(注3)

自肅の要請に戦前を思つた

伊藤 一 (九二)

…戦後六十年の現状が戦前とそっくりだという見解を聞くが、今回は本当に戦前の様相に似ていると感じた。…八項目が挙げられているというが、これらは戦争と平和の問題のキーポイントではないか。私は戦前の為政者の言動を想起した。(注4)

被爆者の思い方向づけ問題

岡林 孝雄 (七三)

被爆体験はあくまで個人の体験であつた、それをどんな形にしる画一的な指針を示してある方向付けしようとすること自体、問題だと思ひます。確かに被爆者が求められるのは具体的体験を客観的に語ることもありません。しかし、被爆体験を語るときに表出される「思い」が「九条」につながり

「原発事故」に及ぶのは当然のことです。それを切り離して純体験だけ語ることは、不自然でもあり、不可能だと思います。(注5)

納得できない不必要な文書

末永 浩 (七〇)

私は長崎平和推進協会継承部会の一人である。：なぜ、必要のないこのような文章を配布するのか私には納得できなかった。これは一部の人が独断で出したもの、と私は受け取った。これは心の自由を圧迫する。私の心は重くなった。一時間以内の被爆証言では、被爆のことだけ話すのに精一杯でほかのことを話す余裕はない。被爆体験一筋に話しているのに、こんなことをいわれる理由はない。：私たちは事務局の部下ではない。このような文章は出すべきではない。(注6)

推進協の要請柔軟性を望む

鈴田 歩 (三六) 大学院生

：私は基本的には平和団体側の主張に賛同したい。平和について語るには一定のリアリティがなければ説得力を持たない。即ち、平和への強い意思形成に寄与しないと考えられるからである。ただし配慮すべき点はある。それは、学齢などに十分勘案して語っていくということだ。協会も、被爆地・長崎という地域性を考慮すべきではないか。：この問題は、長崎市の平和行政そのものを含む重大問題だと私は思う。(注7)

被爆語り部の中立性に疑問

尾仲 敏幸 (七五)

：長崎被爆体験者の「語り部」に、市の外郭団体が政治的中立を要請したそうですが、語り部の「中立性」とは何を指すのでしょうか。高年齢化によって存続が心配される被爆者の「語り部」を継承しようという世代も、また「聞く側」も、戦争を知らない人々にありつつある時、被爆体験者自身の悲

惨な体験はただ忠実に歴史的事実として語るのみで、人々に核兵器の恐怖を伝えることができるのでしょうか。：長崎・広島は被爆の歴史を通し、声を大にして反戦平和を語り継ぐ使命があります。それは政治抜きでは語れないことなのです。(注8)

政治的発言は背景も説明を

塩月 義昭 (六三)

：二度と悲惨な戦争を起こさないようにするにはどうしたらいいのか、時には政治的発言に言及するのは話の中の自然な流れであり、それを問題にするほうがどうかと思つた。ただ政治的発言に及ぶ場合、一方的にならずその背景にある事実を明らかにしたうえで語り部の考えを述べられたほうが聞いている人も平和について考える機会が広がるのではないかと考える。(注9)

次に平和推進協会の立場に理解を示す投書を取り上げる。

推進協の理念理解と協力を

北村 芳正 (四五) 団体職員

「長崎平和推進協会(推進協)」が被爆語り部に政治的発言の自粛を要請したことは当然だと思えます。「推進協」は、考え方の相違を超えて核兵器廃絶を主眼に「広く市民参加を求める」平和運動を目指すものです。その理念は「推進協」の初代理事長である故秋月辰一郎氏の「小異はそのままにして大同につこう」という言葉によく示されていると思います。核兵器廃絶を何よりも訴えるべき被爆体験講話の場で、「国民の意見が分かれている政治的問題」を取り上げ、一方に偏る意見を述べるのは「小異の押し付け」としか思えません。様々な政治的意見を持ちながらも、核兵器の廃絶という「大同」につこうという人々を幅広く結集するのが「推進協」であるならば、その活動が「小異」に流れない

ようにする細心の配慮が必要です。それは被爆体験講話でも例外ではないはず。 (注10)

語り部の発言体験を基本に

濱崎 一敏 (六四) 大学教授

：思うに、「被爆体験を語る」というのはそれ以外の内容ではないというのが原則であろう。靖国問題や自衛隊のイラク派遣について意見を述べたいのであれば、それに適した表題を当初から提示した上で語るべきである。それは、「被爆体験」の聞き手たちの予想や期待感に思いをいたせば容易に理解できることだろうと思う。被爆者としてあれこれの政治問題を取り上げつつ反戦、反核、平和を声高にアピールしたいという心情はよく理解できる。だが、それはそうした内容であることを明示した上で行うべきであろう。そうでなければ、タイトルと内容とが齟齬をきたす。：要は反戦、反核、平和に思いがいたるべく「被爆の体験」をどのように語ることができるか否かという問題である。余分にあれこれ時事の問題に言及する余裕はないとも思うのである。(注11)

体験語る際は複眼の視点で

吉開 晴之 (六八)

：政治や宗教に関して生徒に語るべき、自分の主義や信念を一方的に聞かせるべきではない。「わが仏尊し」となりかねないからである。政治、宗教、教育などに関わっている人は熱心さのあまり自分の考えを「真理」のように説きがちである。一つの考えに過ぎない。どうしても語る場合には、判断材料となるものを賛否を交えて紹介する必要がある。そのためには複眼の視点がある。：私達は複眼の視点を持つようにならなければ国内はいざ知らず、外国には声が届かないのではないか。：人々の感情に訴える継承の仕方もある。考慮すべきときに来ていると思う。(注12)

次のような意見も寄せられている。

平和と核廃絶願う心は同じ

中小路 弥太郎 (七〇)

……私は同協会に所属し平和案内人としてボランティア活動をしています。……両者の対立の原因になつてゐる憲法改正などの問題に触れることはありません。六十年前の悲惨な歴史的事実を正確に伝え、今をどのように生きるかは、生徒達が複数の新聞の社説を読み比べ、自分の頭でしっかりと考えて欲しいと念じております。(注13)

語り部の良識信じて解決を

山脇 佳朗 (七〇)

……この問題では推進協会の継承部に所属している私たちが一番被害を受けている。三十八人の継承部会員の中でも「自肅要請は当然のことだ」と賛成する人、「いや、あれは語り部に対する言論統制だ」と反発する人、それぞれの主張が対立して総会はもめた。……この問題が起つてから、推進協会事務局と私たち語り部の間にも何か腹を探り合うような嫌な雰囲気まで漂つてゐる。……一歩下がり語り部の良識を信じ解決に向けて努力して欲しい。(注14)

芥川賞作家で長崎市平和推進室長でもある青来有一氏は、この問題を「総合的」に考えた上で、以下のように述べている。(注15)

共感呼ぶ表現常に問う

……被爆体験を語る人の中で、「どう表現するか」がおおざなりにされてきたように思う。……語りは相手とのコミュニケーション。深い印象を残すこともできるが、単なる政治的課題の絵解きでは反発を呼

ぶ可能性もある。とてもデリケートな行為だ。聞き手も変化している。被爆体験が世代や国境を越えて共感を持って迎えられる、人類の普遍的存在となるため、「いかに語るか」が常に問い直されなければならない。

新聞各紙に寄せられたこれらの投書を見ると、この問題に対する市民の意見は賛否両論、様々であることがよく分かる。また問題の是非を問うのではなく、協会・市民団体との対立や問題の拡大に対して、憤りを感じ事態を見つめている人もいる。「平和推進協会の政治的発言規制」に対し、批判的見解を持つ人々の意見を総合すると、協会側が「政治的」として自肅対象に挙げた八項目の平和や被爆体験講話における、必要性・重要性を訴えている。また本件が、言論や思想の自由を脅かす事(注16)に繋がりがかねないという点においての批判も多い。また平和推進協会の立場に理解を示す人々は、平和推進協会の設立当初からの理念に従う姿勢、政治的発言が意見の押し付けにつながるということへの懸念、被爆体験を聞く側への考慮という点で協会側に理解を示している様である。純体験を求めるといふ意見があったが、被爆体験とは「被爆の瞬間・直後」だけに限定されるものではない。被爆者の人生そのものが「原爆の体験」なのである。原爆によって反戦、反核、平和への思いがもたらされたのだから、それらの思いを表現することも立派な被爆体験の一部である。どうして被爆体験の「定義」を狭めようとするのだろうか。また語る側が「どう表現するか」の問題であると述べた青来氏の見解は納得させられる点もあるが、要は語る側の問題で、語る側が「どう表現するか」において見直しを常に図っていれば、今回のような問題は生じなかったのではという、「語り部の努力不足」とする見解は一面的であり疑問を感じざるを得ない。

- | | | | | |
|----|-------------------------|------------|---------------|----|
| 1 | 二〇〇六年二月二十七日付 | 長崎新聞 | 「みんなのひろば」 | 掲載 |
| 2 | 二〇〇六年一月二十八日付 | 長崎新聞 | 「みんなのひろば」 | 掲載 |
| 3 | 二〇〇六年三月十二日付 | 長崎新聞 | 「みんなのひろば」 | 掲載 |
| 4 | 二〇〇六年三月十六日付 | 朝日新聞 | 「声」 | 掲載 |
| 5 | 二〇〇六年三月二十日付 | 朝日新聞 | 「声」 | 掲載 |
| 6 | 二〇〇六年三月二十三日付 | 長崎新聞 | 「みんなのひろば」 | 掲載 |
| 7 | 二〇〇六年三月二十三日付 | 長崎新聞 | 「みんなのひろば」 | 掲載 |
| 8 | 二〇〇六年三月二十九日付 | 西日本新聞 | 「こだま」 | 掲載 |
| 9 | 二〇〇六年三月二十九日付 | 朝日新聞 | 「声」 | 掲載 |
| 10 | 二〇〇六年二月一日付 | 長崎新聞 | 「みんなのひろば」 | 掲載 |
| 11 | 二〇〇六年三月二十日付 | 長崎新聞 | 「みんなのひろば」 | 掲載 |
| 12 | 二〇〇六年三月二十三日付 | 長崎新聞 | 「みんなのひろば」 | 掲載 |
| 13 | 二〇〇六年四月一日付 | 朝日新聞 | 「声」 | 掲載 |
| 14 | 二〇〇六年五月十四日付 | 長崎新聞 | 「みんなのひろば」 | 掲載 |
| 15 | 二〇〇六年三月二十日付 | 朝日新聞 | 「ウエスト」 | 掲載 |
| 16 | 山川 剛 「長崎市外郭団体の言論規制をめぐる」 | （『マスコミ市民』） | 第四四八号・二〇〇六年五月 | 掲載 |

月 三四一三七頁

四

ここでは「長崎平和推進協による政治発言自粛」の問題の渦中にある二人への被爆者にインタビューを行い、この問題を検討する。それらは長崎平和推進協議会継承部会長の安井幸子さん（注1）と長崎原爆青年乙女の会注2の事務局長の小峰秀孝さん（注3）であり、両者とも平和推進協会継承部会で語り部として活動している人物である。

安井幸子さんは六歳の時に長崎の爆心地から800メートル付近で被爆し、十二年前から語り部として自身の体験を語り始めた。安井さんの被爆体験講話には協会側が自粛するよう提示してきた八項目はもちろん、直接的な「政治的」主張（注4）はない。「政治」に直接言及しない講話のスタイルである。安井さんはこの問題をどう捉えているのだろうか。（注5）

政治発言自粛の要請を受けた際の印象はどんなものでしたか――

「政治を超えた人間同士の語りという意識のもと十何年も自身の体験を語ってきたので、平和推進協会事務局から政治発言自粛の要請を受けたときは、政治的発言をしているわけではないので何も思わなかったというのが正直なところである。反対側の主張にあるような『言論の自由の侵害である』といった印象は個人的には受けていないし、言論の自由という立て方はしたくない。自分は何の不自由も感じていないからである。それはあらゆる問題を構成して話す人の力の問題であると思うからである。被爆体験講話に制限や要請が出てくるのは、やむを得ないことであると思っている。なぜなら自分の苦しみを皆がすべて理解することは不可能であるから、分かる人は分かってくれる、押し付けはしたくない。」

「現代の政治問題を講話の中に盛り込むことの必要性を訴える人々には、純粹に個人の体験だけを話すだ

けでは被爆体験の継承をしていく上で先細りになってしまふのではという危惧があったのではないだろうか。人に語る以上多くを学ばなくてはならない、自分の体験の中だけでものを考えることは愚であるし、歴史に学び体験に学ぶことは必要である。政治的な要素を知っておくことは必要であるが、政治的知識に未熟な子供を対象とした講話の中で、政治方面に偏った発言ばかりをしていくというのには疑問である。政治的というがそれでは『戦争』というものをどう捉えるのか、原爆は戦争の時代に起こったのである。戦争・原爆とは政治ではないのか。これは表現の問題でもある。協会事務局側ももう少し考えた上での行動が必要であつただろうし、対立側も意固地にならずに膝を突き合わせた話し合いを行い、それによって何か接点を見出すことが出来たように考える。原爆という政治的な要素の中で展開したことではあるが、それを人間として語ることによって話は普遍的になつていく。世界の裏側の人々でもナガサキの原爆を受け入れることができる。政治に偏った表現だけを使うと誰でも聞くということができなくなつてしまふ。原爆の問題自体は普遍的なものである、しかしあまり政治に偏った表現ばかりすると表現がしにくくなるように思う。」

長崎平和推進協会事務局の対応についてどう思いますか――

「事務局が文書として出さなければこういう事態にはならなかつたと思う。事務局が自粛要請に踏み切つたのは、被爆者が高齢化してきて設立の理念が揺らいでくるのを懸念し、再認識・再確認や配慮という意味で行つたのであり、『規制』といった高圧的な意味での要請ではなかつたのだろう。確かに初め事務局側には、高圧的意味合いはなかつたのかもしれない。しかし文書化という一方的伝達行為が高圧的働きをしつまつたことは事実である。」

今後の語り部活動についてどのように考えていますか――

「今回の問題を通して被爆体験の継承というものに変化が生じてくることを求める。事務局の対応がまづかつたということもあるだろうが、今になってこういう問題が出てきたということは『被爆体験を語る』

ということに対してある種の変革の時期に来ているのかも知れない。これをきつかけとして見直していくことができるならばさらにいい体験講話作りができるのでは。記憶の継承としてなにが有効なのかということを考えていかななくてはならない。聞く人たちが後の世を生きていく人たちだから、その人たちの人生において何か役立つものでないとやがては本当の意味で風化してしまうのではないだろうか。」

小峰秀孝さんは四歳のときに被爆し、その後理容師の仕事の傍ら語り部活動を行ってきた。小峰さんは講話の中で劣化ウラン弾やイラク戦争についてふれている。小峰さんはこの問題をどう捉えているのだろうか。(注6)

政治発言自粛の要請を受けた際の印象はどうでしたか――

「いつかはこういうことがあるだろうという思いはあった。共謀罪、憲法九条改正、有事法制などの問題が出てくる中で、いつかはこういった規制の動きが出てくるかもしれないという思いが内心あったが、こんなにも早く出てくるとは思わなかった。さらに『言論の弾圧』ではないかとも思った。どうして平和の大切さについて最も伝えなくてはならない我々に圧力が加かるのだろうか。政治的話をしたからといって、劣化ウラン弾の話をしたからといって、政府批判を行っているのではない。真実として伝えなくてはならないのに。」

「被爆体験」のみを話すことについてどのように考えていますか――

「被爆当時のことだけを話すのでは何の意味もない。その当時のことだけ話せばいいじゃないか、政治的なことを話す時間的余裕はないという人もいるがその意見には反対である。当時のことだけを話しても子供がどれだけ理解できるだろうか。無残な状況を語るだけでは子供を怖がらせるだけである。「原爆」はこういうもので、これからも戦争で使用される可能性がある、だから自分は戦争に反対なのであるということを話さなくてはいけない。」

長崎平和推進協会事務局の対応についてどう思いますか——

「一番悔しいのはなぜ文章にする前に我々に相談がなかったのかということである。船山さん（注7）になぜ話してくれなかったのか根本的に間違ひであると強く言った。問題の『自然消滅』しかないだろう。」

この問題はいくら言っても解決するものではない。事務局は語り部が過度に個人の主張を行われると困るといふことで『予防』という形で自肅要請を出した。これ以上釘が出ないように叩いておこうという意図があった。事務局の対応が高圧的であると感じたこともあった自分としてはこの問題にふれるのはあまり気が進まない。自肅要請の経緯や、要請文に記載されていた八項目について追求したが結局『公的』なことだから言えないということだった。はっきりしないことに振り回されるのは「ごめんだ。」劣化ウラン弾について語ることにどう考えていますか——

「劣化ウラン弾について言及するなどいわれても私は話す。なぜならそれは必要なことであるからだ。劣化ウラン弾の危険性について知っている学生が何人いるだろうか。それを使っているアメリカ兵でさえも知らない状況である。発言を規制されて、子供に一体何を話したらいいのだろうか。子供は知る権利がある、だから私は劣化ウラン弾についても話す。」

被爆者の表現の問題という捉え方についてはどう思いますか——

「被爆者自身の『表現』の問題はある。原爆の話をあまりしないで違う話をする人もいる。確かに同じことを何度も言う人、声が小さい人、語り部としての活動を仕事として扱っている人もいる。」

今後の語り部活動についてどのように考えていますか——

「被爆体験講話の中で『政治的発言』をしたら捕まるというのならば話すのをやめるかもしれないが、そうでない限り講話内で政治的問題について話すことはやめない。今年に入って何校かからあなたの思うように話してくださいと言われた。」

同じ協会に所属する語り部である両者だが、「政治的発言自粛要請」の紙を受け取ったときの印象は全く異なっていた。語り部としてのスタイルが違うのだから当然のことであるが、スタイルの異なる両者に質問を投げかける中で、「被爆体験」の多様性を感じた。さらに被爆者の「体験そのもの」と「話のスタイル」についての差異と多様性を認める姿勢が必要であったのではないかと考えた。

「現代政治を関連付け自身の被爆体験を語る」被爆者、「人間学や哲学的要素を関連付け語る」被爆者、「被爆体験のみを語る」被爆者、被爆者は自身の体験を語る上で様々な語りの方をとっている。この背景には六十年という年月の間に、被爆時の状況、その後の人生や経験の違いなどによって語り方が分岐してきた状況がある。無理に一本化していくようなことは不可能であるし、行うべきではないように考えられる。

それぞれが被爆体験についてとりまとめをする際に基盤としてきたものがある。その基盤があるからこそ今の語り部としての自分につながっているという被爆者も中にはいるはずである。それは政治や人間の生命と様々である。

それぞれが自身のフィールドで体験講話を展開し、お互いに補完的に機能していくことが必要である。どれが正しく、どれが間違っているということはない。それぞれが自分の表現すべきフィールドで表現していくべきである。

差異や多様性があるからこそ幅広い視点から「原爆」を捉え、考え、被爆者からより多くのことを学ぶ可能性があると考えたい。だから継承していく側にもこういった差異や多様性を認めた上での幅広い、捉え方が必要なのだと思う。

【注】

- 1 一九三九年長崎市坂元町生まれ。六歳のとき友人とおままごとをして遊んでいる際被爆。父母兄妹の家族全員を原爆で失う。現在長崎市在住。十二年前より語り部活動を始め、二〇〇六年春長崎平和推進協会の継承部会長に就任。
- 2 長崎原爆青年乙女の会は、一九五六年（昭和三十二）山口仙二、谷口稜暉、渡辺千恵子によって発足した。
- 3 一九四〇年長崎市西郷狩股（現在の錦町）に生まれ。四歳のとき屋外で蟬取りをして遊んでいるときに被爆。一九九六年自伝『じいちゃん その足どんげんしたとーある被爆者の戦後史』を出版。その後長崎原爆青年乙女の会事務局長を務めた。
- 4 『架橋』（第七号）掲載の安井幸子さんの講演記録『絶望の淵からー私の被爆体験と戦後ー』（五一―八一頁）を参照のこと。
- 5 このインタビュは二〇〇六年四月二十七日、長崎市中央橋の「メルカ築町」において安井幸子さん、安部俊二教官、そして筆者によって行われたものである。
- 6 このインタビュは二〇〇六年六月十四日、長崎市文教町の「フラワーメイト」にて、小峰秀幸さん、安部俊二教官、そして筆者によって行われたものである。
- 7 船山忠弘 長崎平和推進協会副理事

六

最後に、「政治的発言自肅要請問題」について再考し、被爆体験の語り部へのインタビューと総合して、「被爆体験継承することの意味」について考えてみたい。

今回の長崎平和推進協事務局の政治発言自肅の要請に反論する側からは「内容規制」、「言論統制」、といったことへの反発意見、つまり「言論の自由の侵害」の側面を訴える意見が多い。確かにこの問題の持つ「言論の自由の侵害」という側面は強い。しかし自肅要請支持派の意見と総合してこの問題を考えてみると、必ずしも「言論の自由の侵害」という側面で十分に捉えることができるように思われない。というのはこの問題が投げかけられている人の範囲をどこまでに限定するかによってこの問題を通して考えるべき論点が変わってくると考えるからである。すなわちこの問題を語り部として活動する被爆者と推進協事務局間の問題として考える場合、「言論の自由の侵害」という側面で考えることは適切であるといえるだろう。しかし推進協事務局が今回の要請に至った経緯の先に、被爆体験講話実施校から意見があったということを考えてみると、被爆体験講話の聞き手もこの問題の一方の「当事者」であるといわねばなるまい。さらに事態の問題予想以上の広がりからも分かるように、もはやこれは被爆者、推進協事務局だけの問題ではなく、被爆体験の継承者である私達の世代にも同じく問われている問題なのである。そうすればこの問題を通して問われているのは被爆者に対する「言論の自由の侵害」であるか否かだけではなく、「被爆体験継承」の再考の契機として捉え、今後「被爆体験をどう語っていくか」、「被爆体験をどう受け止め、継承していくか」という視点であるように思われる。

またこの問題への長崎市平和推進室長である青来有一氏の、被爆体験を語る人の中で「どう表現するか」がいい加減にされてきたという指摘（注1）については、たしかに被爆者の中で「被爆体験をどう語るか」

という問いかけは十分なされてこなかったかもしれない。被爆者でない者が、被爆者に対し「自身の被爆体験の語りを見直すよう」申し入れることなど、被爆者の苦悩を考えれば躊躇することであった。今までは見直しの必要がなかったのかも知れない。しかし戦後六十年という年月の中で被爆体験を聞く側にも変化が生じてきた。聞き手の意識の変化を考慮に入れた「語り」を行わねばならない状況が生じてきたのである。これは被爆者にとつては厳しい状況であるかもしれない。しかし聞き手が被爆体験の継承者になるということを考えればこの状況はできるだけ受け入れなければならないだろう。

青来氏は、「語る側」つまり「被爆者」が「どう語っていくのか」の問題であるとしているが、しかし筆者はこれが「語る側」のみの問題として在るのではなく、同時に被爆体験を「聞く側」つまり「継承していく主体」の問題としても在ると思う。

私たち被爆体験を「聞く側」も、被爆者から「何を、どう、学ぶべきか」を今一度考え直すべきではないか。被爆者とその体験の内容を分岐させてきたように、「聞く側」にも変化が生じてきた。「聞く側」が被爆体験を通して、何を学ぼうとし、何をその中に求めているかについても差違がある。被爆者の語る被爆体験講話の内容が自分の求めているものにすぐわないからといって、被爆者の「語り方」ばかりを問題視し、批判するのは一面的であろう。

被爆体験講話の内容や語り方の違いに対して「聞く側」は「語る側」へ理解を示し、また「語る側」は、「聞く側」も様々で常に変わり行くものであると、そのあり方に理解を示していくべきではないだろうか。

相互理解がなされた上で、私たちは、今この時しか、被爆者から直接的にしか学べないことを学んでいくべきだと思ふのである。

六十年間、被爆者による被爆体験の語り部活動が行われてきてなぜ、今こういった問題が浮上してきたのか、その疑問について考える上でも、やはり今回の問題を単なる長崎平和推進協会事務局側から被爆者への「言論の自由の侵害」という視点から事態を捉えるだけでは不十分なように思われる。この問題を通

じて真に問われているのは被爆六十年を経過し、被爆体験継承という課題への取り組みの重要性が叫ばれている中で「被爆体験を今後どう語るか」という「語る主体」と「受け継ぐ主体」の問題であることを強調しておきたい。

このように考えれば「被爆体験を継承することの意味」は「被爆体験」を今後どう扱っていくかによって見出されてくると思う。被爆者の語る「被爆体験」も原爆の生み出した「証言」という遺産ではないだろうか。「被爆体験」は「被爆遺構」などと違い記録しない限り、「無形」のものである。それゆえに「継承」や「口伝」されなければ消滅する運命にある。伝統工芸の技術が「無形の文化財」として守られてきたように「被爆体験」も受け継がれる必要がある。被爆体験は人間の歴史において高い価値のあるもの一つである。

被爆者が被爆体験を語ることは核時代への「抵抗」や「警鐘」である。どんなに「核の平和利用」を科学者や核保有国のトップが並べたとしても、核の恐ろしさを、身を知っている被爆者の「反核」の姿勢は決して揺るがない。「被爆体験」を「継承」するとは、その「揺るぎない反核の姿勢」をも受け継ぐことである。実際に体験していないが、その恐ろしさを被爆者から教わった上で「反核」の姿勢をとる。そういう意識が「継承者」の中に生じて始めて継承できたといえる。「被爆体験」は核に対する「抑止」として働く。被爆体験を継承していくことで私たちは「核」を抑止するための「思想と生き方」を継承できる。

それでは私たちは「被爆体験の継承」に具体的にどう携わってゆけばよいのだろうか。ただ被爆者の体験談を聴くだけでは、「記憶」したとは言えても「継承」したとは言えないように思う。今回の問題を受けて「日本原水爆被害者団体協議会」は「被爆体験の聞き取り調査」に取り組むという。「記録」という目に見える形での「継承」がやはり最も確実な手段であるのかもしれない。「記録」に残す作業に私たちは関わっていくことが出来る。「記録」という作業には戦争を知らない世代の視点も必要とされよう。というのは「原爆」があまりにも「非日常的」であるからである。被爆者は目で見て、体で体験したから、原爆のイメージ

ジを捉えることが出来る。しかし原爆を知らない世代には到底「想像」もつかないようなことが現実として起こっていたのである。だからこそそこには非体験者の視点が必要なのである。非体験者が「非現実的」であるがゆえに理解できない点について被爆者に質問を投げかけたり、説明を求めたりすることが「記録」作業の中で行われることで、被爆者にとつては当たり前のこととして省かれてしまつていたようなことや、「非体験者」によつてでしか引き出せない、被爆者の生活史の一面が記憶の底から浮き上がり記録として残るかもしれない。

また「被爆体験」だけでなく、「被爆前・被爆後体験」も同時に記録すべきだと思ふ。「被爆後体験」は、被爆後の「日常」の中に、苦悩という形で「原爆」が関わつてくる。「原爆」によつて腕にケロイドを負わされ、夏になつても半袖のシャツを着ることができなかった」という「被爆後」のエピソードの中にこそ「戦争を知らない世代」が「被爆者の苦悩」をより理解できる要素が含まれているように思ふ。そして「被爆前体験」を記録し、「被爆後体験」との比較対象とすることによつて、原爆以降の被爆者の様々な変化を捉えることができる。「被爆前後の体験」つまり長期的に原爆による被害を見ることで、原爆が被爆者の人生において与えてきた影響や「変化」、また原爆に対して被爆者がいかに対峙してきたかについても捉えることが出来る。冒頭で述べたように「原爆」は六十年経過したが、「現在の問題」としてある。被爆症認定や在外被爆者の問題は未決であり、被爆者は苦悩を背負い続けている。また核保有国は増加し、劣化ウラン弾による被爆者も生み出されている。核軍縮についての飛躍的な前進は見られない。被爆者にとつて「被爆体験」ははまだ終わっていない。原爆に遭つたその日から、原爆の苦悩を背負う形となり「被爆者としての人生」となり、現在に至つているのである。そのように考えると「被爆体験」のみならず、「被爆後体験」も同時に記録されることが不可欠である。(注2)「被爆体験・被爆後体験」と長期にわたること、人生における生活構造の変遷や内面的変化、そしてそこで作られた反原爆の思想をも捉えることが出来るからである。被爆者は「被爆」というきわめて「特殊」な体験をした。その私たちはその体験の「特殊性」を踏

まえ、「理解」、「継承」に至ろうとするならば、原爆について長期にわたる内容豊かな記録が必要なのだと思う。

「被爆体験」は被爆者の手から、私たち「継承者」へと今託されようとしている。また次の世代へ託すためにも、被爆者が生存している今、出来るだけ多くのことを学び取らなくてはならない。そうでなければ「ナガサキ・ヒロシマ原爆」を軸とした「反核運動」や「平和教育」は先細りになってしまうだろう。「被爆体験の継承」は世代から世代への「記憶」と「記録」を繋ぐことである。どれだけの「原爆の記憶と記録」を次世代に残すことが出来るか——現在「被爆者」と同時代に今を生きる世代」である私たちの取り組み方が問われているのだと思う。

【注】

- 1 朝日新聞 二〇〇六年三月二十日 「ウエスト」 記事参照
 - 2 谷富雄編著『ライフ・ヒストリーを学ぶ人のために』（世界思想社 二〇〇〇年）四―十一頁
- * 栗原淑江「核兵器も戦争もない世紀へ―被爆者の自分史―の試みから」（『戦争責任研究』第二十号・一九九八年・夏季号）四六―五三頁

おわりに

筆者は今回の長崎平和推進協会による「被爆体験講話」での政治的問題についての発言自粛要請問題を、「被爆体験継承再考の機会」として位置づきたい。六十年という年月を経て被爆者たちはそれぞれ自己の被爆体験のとりまとめを行い、現在に至っている。被爆者たちから実に多くのことを私達は学んできた。原爆とは人類の「負の遺産」である。人類の過ちに対する「戒め」としてその記憶は「負」としてあり続け、後世へと残して行かなくては行けない。しかしまた同時に核に対する被爆者の思想・運動（行動）の面から見れば「正」の遺産としての側面を持っている。被爆者の生の軌跡から、人間の強さや、生きる活力など「正」の要素を私たちは見出すことができる。

被爆者の体験の語り方一つを例にとっても、被爆後の人生、被爆後からの人格形成によって差異が見られるのである。被爆後の人生経験、また生活環境によって被爆者の人格は様々な差異を見せる。画一化するのではなく、幅広さこそが私達被爆体験の継承者に多くのことを残してくれるのである。

問題が報じられた二〇〇六年一月からこの問題を見つめてきた。推進協会の役員、ましてや被爆者でもない、私がかつまでこの問題に強く惹きつけられたのは、被爆者の語る被爆体験に触れたからである。講話を聞いたことよって「今を被爆者と共に生きる世代」であり、「被爆体験の継承者」の一人であるという自覚が深まった。私達は被爆者から直接、被爆者の生の声で被爆体験を聞く機会を与えられたおそらく「最後の世代」なのである。「被爆者と共に生きた世代」として、後世の「被爆者の存在しない時代を生きる世代」へと被爆体験を語り継いでゆくことが被爆者から託された「使命」であると強く感じている。

「原爆の記憶」をどれだけ後世に残すことが出来るかという課題に取り組むという意味でも、私自身「記憶を残す」という作業に携わっていききたい。「被爆者の証言」から「被爆遺構・遺物」まで、いかに残し、

いかに記憶・記録し、そして表現していくかということは「時代の変化」の中でも常に検討していかねばならない課題であると私は思う。

謝辞

お忙しい中、長時間にわたるインタビュのために、時間を割いて御協力いただいた安井幸子さん、小峰秀孝さんには心より感謝いたします。お二人の貴重な話やご意見を得ることが出来、大変有意義な時間を過ごすことができました。また本件に関する資料を提供してくださった「被爆体験の継承を考える市民の会」森口正彦さん、インタビュに同行・指導していただいた長崎大学・政治学ゼミナール安部俊二教官に対しても感謝申し上げます。

(二〇〇六年六月二十一日 記)

〔追記〕

本稿完成後の、二〇〇六年二十四日、長崎市平和推進協会・横瀬昭幸理事長は、協会所属の被爆体験語り部に対する、被爆体験講話における「政治的発言」の自粛を要請する「文書」を撤回することを決めた。その経緯は、同協会所属の語り部二十五名が出席し、継承部会総会が開かれ今件についての意見交換がなされ、賛否両論あったものの文書の撤回に大多数の会員が賛成したため、撤回決定に至ったという。

船山忠弘推進協副理事長と奥山英二「同事業推進委員長らは記者会見で撤回理由は「言論の自由に抵触する」として市民団体の抗議を受け混乱を招いた。協会への「誤った」見方が広がるのを早く防ぎたかったため」とし、「推進協は官民一体の組織だが、(予算や人員で)官におおざつている。事務局に思い上がりがあった」と釈明した。

問題発覚から五カ月経過しての「撤回」に、「被爆体験の継承を考える市民の会」森口正彦さんは「なぜ撤回までにここまで時間がかったのか」と話した。

最終的に長崎平和推進協会事務局が「撤回」という形で事態は収まった。しかし「被爆体験継承」についての課題は残されたままである。今件を通じ、被爆体験の語り部たちは「どう伝えていくか」ということを自問していくという。原爆投下から六十一回目の夏は目前である。私達も同じく「どう受け継いでいくか」自問する必要がある。「被爆体験とは」、そして「伝える」「つまり」「継承」とは何か——被爆者と次の世代、それぞれが深く考えるべき課題である。

(二〇〇六年六月二十六日 記)

関連略年表

| | | |
|--------------|--|---|
| <p>二〇〇六年</p> | <p>一月二十日 三月四日 三月十三日 三月二十三日 三月二十九日 三月三十一日</p> | <p>長崎平和推進協会事務局が同協会所属の語り部に被爆体験講話における「政治的発言」の自粛を要請</p> <p>「被爆体験の継承を考える市民の会」結成、「第一回市民の集い」開催</p> <p>「市民の会」代表が協会事務局に「要請書」を提出、意見交換を行う</p> <p>平和推進協会が運営会議を開き「市民の会」の「要請書」の回答作成</p> <p>「市民の会」（代表・船越耿一）宛に平和推進協会から「回答」郵送</p> <p>協会からの無回答に対し、具体的な回答を求める要請書を「市民の会」が協会事務局に対し提出し、意見交換を行う</p> <p>長崎県民主医療機関連合会が「撤回を求める要請書」提出</p> |
|--------------|--|---|

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>四月十一日 長崎原水爆被害者団体協議会が要請の経過等の説明を求めた八項目からなる公開質問状を提出</p> <p>五月十日 長崎原水爆被害者団体協議会からの「公開質問状」に対し進協会事務局が「個人の思想・信条の制約を意図したものではない」と回答</p> <p>五月十二日 平和推進協会の横瀬昭幸理事長は、「政治的」問題への発言を自粛要請の文書の内容を見直す方向で検討と発表</p> <p>六月十五日 平和推進協会継承部「政治的発言自粛要請問題」についての座談会</p> <p>六月二十四日 長崎市平和推進協会・横瀬昭幸理事長が「政治的発言自粛要請」の「文書」の撤回を決定</p> |
|--|--|---|

（長崎新聞・朝日新聞 参考作成）